主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人児玉義史、同上杉柳蔵の上告理由第一点について

本件記録及び原判決の説示に徴すると、原判決の事実摘示として所論の証拠関係 の記載を欠いたとしても、それが判決に影響を及ぼしているとは認められないから、 所論は適法な上告理由にあたらない。論旨は採用することができない。

右上告代理人らのその余の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

郎	 喜	塚	大	裁判長裁判官
豊		田	吉	裁判官
讓		林	本	裁判官
夫	_	本	栗	裁判官